

# ジョン・ロックの刑罰論

渡 邊 裕 一

## 論文要旨

本稿では、ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の刑罰に関する議論を考察する。ロックによれば、国家の刑罰は、元来各人が有していた自然権としての処罰権を、各人の同意に基づき統治者の手に委譲したものとされる。

第1節では、ロックにおける刑罰の基本的概念を確認する。ロックによれば、処罰権は理性と良心による制約のもとに行使される自然権であり、立法者である神の意志に従属するように行使されるべきものと言う。

第2節では、ロックに見られる規範的な刑罰正当化の根拠として、抑止刑論、賠償論、応報刑論を考察し、抑止刑論により重きを置いていることを明らかにする。そのうえで、賠償論や応報刑論が持つ意義や役割についても考察する。

第3節では、ロックの刑罰正当化論と報復戦争正当化論と対比する。ロックは、合法的危害の一例として、刑罰のほかに報復戦争を挙げる。本稿では、自己保存権を根拠とする報復戦争と、人類保全の権利を根拠とする刑罰とは、それぞれ別個の議論であることを明らかにする。

**キーワード**【自然法、人類の保全、抑止刑論、応報刑論、報復戦争】

## はじめに

本稿では、ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の刑罰に関する議論を考察する。ロック政治哲学の基本的主張は、「所有権 (property)」の保全を要請するものである<sup>1)</sup>。ロックは、生命、自由、財産を包括した広義の所有権<sup>2)</sup>を保全する手段として、刑罰は不可欠なものと言う。刑罰は「無実の人々を保全し違反者を抑止する」(TT II-7) ものとして位置づけられている。他方で、たとえ犯罪者に対してであっても、刑罰は所有権を剥奪する行為<sup>3)</sup>でもある。死刑は生命を奪う行為であるし、より軽い刑罰であっても、自由や財産の一部を取り上げる行為にほかならない。このように見れば、所有権の保全を掲げるロック政治哲学にとって、刑罰は毒とも薬ともなり得るものである。

ロックは、所有権保全のための手段として、刑罰を一元的に掌握する国家の創設を論じる。こうした刑罰の国家への一元化は、その国家に服従する被治者の「同意 (consent)」によって正当化される。ロック政治哲学における国家創設の場面として、同意に基づく統治という

主題はしばしば注目されてきた<sup>4)</sup>。その反面、そこで同意する内容が、刑罰の国家への一元化だという点<sup>5)</sup>は、比較的関心が薄かったように思われる。そこで本稿では、ロック政治哲学において被治者の同意によって国家へと一元化される刑罰とは、いかなる基礎のうえに成立し、いかなる規範的正当化が図られているのかを明らかにする。

ロック政治哲学において刑罰を考察するならば、その視角は、自然権としての「処罰権」<sup>6)</sup>の概念へと向けられる。ロックは『統治二論』において、歴史的叙述の中で国家の創設を論じている。このうち、国家の創設以前は「自然状態」と呼ばれる。ロックによれば、自然状態は「自然法」によって統治され、各人には生まれながらの権利としての「自然権」があると言う。その自然権のひとつとして、ロックは「処罰権」を挙げる。この「処罰権」は、国家創設（すなわち刑罰一元化）以前に、自然状態における刑罰を正当化する概念である。ロックにおける刑罰の一元化とは、もともと各人が持っていた自然権としての処罰権を、統治者である国家に委譲することを指す。権利の譲渡や委譲とは、当該の権利の主体が変わることを意味するだけで、行使し得る権利の内容や範囲に変更は生じない<sup>7)</sup>。それゆえ、ロックにおいて刑罰を論じようとするならば、それが統治者へと譲渡される以前の、自然権としての処罰権の内容を解明することが不可欠だと思われる。

本稿は、3つの節から構成される。第1節では、ロックの刑罰の基本的位置づけを確認する<sup>8)</sup>。ロックは刑罰を、法に服従させるための「立法者の命令」だと位置付ける。他方、自然状態においては、処罰権をすべての人々が持っているとも言っている。ここでは、ロックにおける刑罰の定義とそれを行う権利の主体とを明らかにする。

第2節では、ロックに見られる規範的な刑罰正当化の根拠として、抑止刑論、賠償論、応報刑論を考察する。ロックのテキストには、これらいずれの議論も見取ることができる。しかし本稿では、ロックが抑止刑論により重きを置いていることを明らかにする。そのうえで、賠償論や応報刑論が持つ意義や役割についても明らかにする。

第3節では、ロックの刑罰正当化論と報復戦争正当化論とを対比する。ロックは、合法的危害の一例として、刑罰のほかに報復戦争を挙げる。本稿では、自己保存権を根拠とする報復戦争と、人類保全の権利を根拠とする刑罰とが、別個の議論であることを明らかにする。

## 第1節 ロック刑罰論の構造

### 1. 刑罰の定義

刑罰とは、明らかに身体的ないし精神的苦痛を与える行為である。刑罰とは何なのかという疑問には、大きく二つの方法で答えることができる。ひとつは、一般的ないし抽象的な概念として刑罰を定義する方法であり、もうひとつは、「何のために」という目的の観点から刑罰の役割を述べる方法である。ロックは、後者の方法で刑罰に言及する。ここでは、ロッ

クが刑罰について定義的に語る『人間知性論』<sup>9)</sup>第2巻第28章を引用しておこう<sup>10)</sup>。

善悪は快苦にほかならない。あるいは、私たちに快苦を引き起こしたり、もたらしたりするものにほかならない。すなわち、道徳的に善いとか悪いというのは、私たちの自発的行為とある法との一致もしくは不一致に過ぎない。そこでは、善悪は、立法者の意志と権力から、私たちにもたらされる。立法者の命令 (the Decree of the Law-maker) によって、その法への遵守もしくは違反に付随する〔の結果として生じる〕善悪すなわち快苦が、私たちが賞罰 (reward and punishment) と呼ぶものである。

(EHU 2.28.5、傍点は筆者による)

ロックは、刑罰は法を遵守させるための手段だと述べている。より正確には、法の違反に付随する苦痛こそが刑罰であり、その苦痛を人々が忌避するからこそ法の遵守が実現するだろうと述べている。これをやや簡略化すれば、法の遵守を目的に、その手段として与えられる(設けられる)苦痛こそが刑罰だということになる。

ここで重要なことは、刑罰が「立法者の命令」による害悪ないし苦痛だという点である。すなわち、刑罰は立法者の意志に基づいているのである。ロックにおいて、国家創設以前の世界(自然状態)における立法者は神である。刑罰は立法者の意志に由来するのであるから、ロックにおける刑罰は、第一義的には神が掌握していることになるのである<sup>11)</sup>。

## 2. 刑罰の基礎——自然権としての処罰権——

先述の通り、ロックにおける刑罰は、第一義的には神が掌握している。しかし、ロックは実際に処罰権を行使する主体を、必ずしも神に限定していない。むしろ、『統治二論』においては、処罰権は各人が平等に有する自然権だとして、次のように言う。

すべての人々は、他人の権利を侵害することや、相互に危害を加えることを抑制されていて、平和と全人類の保全を欲する自然法が遵守させられているので、自然法の執行はそうした〔自然〕状態においては、すべての人の手の内にある。ここでは、すべての人がその〔自然〕法の違反者を、その違反を妨げるであろう程度まで、処罰する権利を持っている。というのも、現世において人々に関係する他のすべての法と同様に、もしも自然状態において、無実の人々を保全し違反者を抑止するといった、その法を執行する権力を持つ人が誰もいないとしたら、自然法は空虚なものであろう。

(TT II-7、傍点は筆者による)

この一節の骨子は、「すべての人々がその〔自然〕法の違反者を、〔……〕処罰する権利を持

っている」という部分である。ロックは、国家創設以前の自然状態においては、すべての人々が処罰権の権利主体だと言うのである。

このような、処罰権は各人の自然権であるという『統治二論』での叙述と、先に『人間知性論』で見た、刑罰を立法者が掌握するという叙述とは矛盾するのではないか、という疑問が呈されるかもしれない。しかし、両者の叙述は一貫したものである。ロックは、自然権としての処罰権を「法を執行する権力」(TT II-7)だと述べている。自然法に背いた者への刑罰は、第一義的には神に帰属している。ところが、神が人間に対してその刑罰を直接的に行使し得るのは来世に限られる。ロックは、「神の法への違反に伴う処罰を、いくらかの、いや大部分の人々は、めったに真剣に省察することはない」(EHU 2.28.12)と言う。そこで、現世の平穏な社会秩序を維持するために、無実の人々には法に背く者を罰することが期待される。ロックの想定する自然状態では、すべての人間は神の下に平等である (TT II-4)。ある特定の人間に処罰権が認められるならば、それ以外の人間に処罰権を認めない理由はない (TT II-7)。それゆえに、すべての人間が自然権としての処罰権を持っているという主張が導かれるのである。

ロックが、処罰権を自然権のひとつに数え上げるとしても、それは他の自然権とは性格を異にしている。処罰権は、刑罰を掌握する神の代理人として、無実の人々に委ねられた執行権である。それゆえ、「冷静な理性と良心が命じる限りにおいて」(TT II-8)行使し得るという条件が付されるのである。それに対して、ロックが擁護する他の多くの自然権は、神が人間に与えた欲求の充足と軌を一にするという特徴が見られる<sup>12)</sup>。所有権や(後述する)自己保存権は、欲求の充足と権利の行使とが一致するタイプの自然権である。

ロックは、理性的被造物である人間には自然法は平明に理解し得る(典型例はTT II-6)としながらも、研究不足による無知(TT II-124)、情念や利害が生み出す誤った引用や誤った適用(TT II-136)が不可避であると言う。それゆえロックは、万人が処罰権を持つとは言うものの、万人が処罰権を正しく行使できるとは考えていないようである。だからこそ、「公知で公平な裁判官」(TT II-125)を備えた政治社会(国家)が必要だと言うのである<sup>13)</sup>。それゆえ、ロックにおける処罰権は、他の自然権と比べると、それを行使するうえでハードルの高い自然権だといえるのである。

## 第2節 ロックの刑罰正当化論

### 1. 賠償と抑止

ロックの刑罰正当化論には複数の論拠が併存している、という解釈が支配的であろう<sup>14)</sup>。実際、『統治二論』では「抑止」と「賠償」という二つの語がすぐに目にとまる。

自然状態においては、人は他人に対する力を手に入れるのだが、その力は、犯罪者が自分の手中にある時に、激しい感情やその人自身の際限なき行き過ぎによってその犯罪者に対して用いる、絶対的で恣意的な権力ではない。そうではなく、何が彼の犯罪につり合っているのかを冷静な理性と良心が命じる限りにおいて、すなわち賠償と抑止に役立つ限りにおいて (so much as may serve for reparation and restraint)、犯罪者に報いるというだけの権力である。というのも、これら〔賠償と抑止という〕二つだけが、我々が刑罰と呼ぶところの、人が他人を合法的に害することができる理由だからである。

(TT II-8)

ロックはここで、刑罰の正当性を直接的に論じているわけではなく、犯罪行為から生じる犯罪者、被害者、第三者それぞれの間の権利義務関係を論じている。犯罪者が負うべき義務という観点からすれば、抑止と賠償が単なる並列ではないことは明らかである。

まずは、抑止について見てゆこう。先の引用箇所と言う抑止とは、刑罰に服する義務は抑止を目的としているという言明である。これは、まさに「何のために」犯罪者は刑罰に服さなければならないのかという、刑罰の目的を述べている。この「抑止」という語に、ロックは二重の意味を持たせている。第一は、既遂の犯罪者による再犯を防止するという意味であり、第二は、犯罪を企てる者（これから犯罪を行おうとする者）にそれを思いとどまらせるという意味である。前者について、ロックは処罰権を「犯罪を処罰し、その再犯を妨げる権力」(TT II-11) とも言っている。既に犯罪を行った者に「それを行ったことを後悔させ」(TT II-8) るのが、再犯防止という意味での抑止である。後者の側面は、ロックは「他人が同様のこと〔犯罪〕をするのを恐ろしがらせる程度」(TT II-12) の刑罰が適切だという主張から、見て取ることができる。特定の犯罪者への刑罰は、「彼によって見せしめとなる他の人々に、思いとどまらせる」(TT II-8) 一般的効果があるからこそ正当化されるのである<sup>15)</sup>。

次に、犯罪者の負うべき義務として、抑止と並列に語られる「賠償」という論点を見てみよう。一般的に言って、賠償は犯罪被害者を救済する手段である。ロックにおける自然権としての賠償請求権もまた、被害者が加害者に対して直接的に賠償を請求するものである<sup>16)</sup>。ロックは、賠償請求権を「侵害された当事者にのみ属する、賠償を受け取ること」(TT II-11) だと位置づけている。すなわち、具体的な権利侵害を受けた被害者だけが、賠償請求権を持っていると言うのである。これは、自然権としての処罰権が万人に属することとは対照的である。ロックにおける賠償とは、刑罰とは独立に、加害者と被害者との間に生じる権利義務関係である。このような権利義務関係は、国家権力による刑事的な訴追に基づく刑罰とは別個の、民事的な関係だといえる<sup>17)</sup>。

## 2. 抑止刑論中心の刑罰正当化

一般的に言って、刑罰の正当化論には抑止刑論と応報刑論の二つが見られる。簡潔に言えば、抑止刑論は将来の犯罪予防を期待するものであるのに対して、応報刑論は過去の犯罪への報いや清算を意図するものだと言える。

先述の通り、ロックは『統治二論』において、刑罰正当化の論拠として抑止刑論を採っていることは疑い得ない。抑止刑論は、倫理学説上、帰結主義（あるいは功利主義）と親和的である。実際、ロックの刑罰正当化論には、そうした帰結主義的な叙述を見て取ることができる。ここでは、「寛容に関する第二の書簡」（「第二書簡」<sup>18</sup>）で言及される、刑罰の一般的な正当化論<sup>19</sup>を引用してみよう。

すべての刑罰は、罰せられる者がさもなければ権利を持っていた善き物への権利を、取り上げたり縮小したりすることによる、何らかの害悪 (evil)、不便 (inconvenience)、苦痛 (suffering) であります。そうした害悪を特定の者に科すことを正当化するには、二つの事柄が必須です。第一は、それを行う人が任命 (commission) を受けており、それを行う権力を持っていることです。第二は、〔そうした害悪よりも〕より大きな善をもたらすために直接的に有用 (directly useful) だということです。これら二つの条件を満たさない場合には、ある人が特定の者に科す刑罰がいかなるものであっても、また、いかにもっともらしく〔正当性を〕主張しようとも、それは権利侵害であり不正義であることを証明しており、正しくはそのままに〔罰せられる人に帰属〕すべきものなので、す。(SLT p.112、傍点は筆者による)

ここでロックは、刑罰という名の「害悪」を科すことが正当化されるには、二つの条件を満たす必要があると言う。

第一の条件は、刑罰を科す任命（授權）を受けていることである。これは、ロックが統治の正統性として掲げる「同意に基づく自然権の譲渡」に関わるものである。ロックは、（この書簡の名宛人であるプロウストが主張する）神が魂の救済への配慮を為政者に委ねただという見解を退ける。そのうえで、被治者やその集合体である社会が、所有権の保全に象徴される各人の現世的利益を守るために、刑罰という強制力を為政者に委ねただと主張する。ロックにおいて、刑罰を為政者に委ねるということは、自然権としての処罰権を為政者に譲渡することにほかならない。このような、自然権の譲渡という手続的正当性を満たすことが、刑罰正当化の第一の条件である。

他方、本稿の主題にとってより重要なのは、第二の条件である。その条件とは「〔そうした害悪よりも〕より大きな善をもたらすために直接的に有用」な場合にのみ、刑罰は正当化されるというものである。この条件は、刑罰そのものの害悪とその結果生じる善とを比較し

て、善が上回らなければその刑罰は正当化できない、ということの意味している<sup>20)</sup>。この比較は、刑罰を科した結果に着目してその刑罰の正不正を判断するという、帰結主義的な議論である。ロックのこの主張は、「寛容に関する第三の書簡」<sup>21)</sup>（「第三書簡」）第9章においても、「第二書簡」の自らのテキストを引用する形で繰り返されている（TLT pp. 429-430）。それゆえ、この主張はロック自身の刑罰に関する見解をよく表したものだといえる<sup>22)</sup>。

先の引用箇所を見ただけでは、「害悪」が刑罰による肉体的ないし精神的苦痛を指すことは明らかであるにしても、「善」が何を意味するのかは判然としない。しかし、ロック政治哲学全体を視野に入れば、政治社会における「善」が被治者の所有権の保全を意味することは、容易に推察される。ロックは、刑罰の苦痛を「峻厳さ（severity）」と述べ、それを社会の成員の「善」との関係を、『統治二論』において次のように述べている。

政治権力とは、自然状態においてはすべての人間が持つており、それ〔政治権力〕が彼ら〔すべての人々〕の善と所有権の保全のために用いられるべきだという明示的ないし暗黙の信託によって、社会の手へと譲渡したところの、すなわち、社会がそれ自体のうちに設立したところの統治者へと譲渡した権力である。〔……〕それゆえ、この権力の目的と基準は、〔……〕それ〔政治権力〕が為政者の手中にあるときでも、社会の成員すべての生命、自由、財産を保全するという以外にはあり得ない。また、それ〔政治権力〕は、できる限り保全されるべきであるはずの生命や財産に対して絶対的で恣意的な権力ではあり得ず、むしろそうではなく、法を制定し、それら〔諸法〕に対して、健全で健康な部分を脅かすほど腐敗した部分だけを切り落とすことによって全体の保全に資するような、刑罰を結びつける権力である。そして、〔腐敗した部分だけを切り落とすということできなければ〕この峻厳さ（severity）は合法たり得ない。（TT II-171）

ロックはここで、政治権力の目的として社会の成員すべての「善」に言及する。それが具体的に何であるのかを明言してはいないが、「所有権の保全」や「社会の成員すべての生命、自由、財産を保全する」といったように（広義の）所有権の保全を繰り返し説く。また、それらを集合的に「全体の保全」とも述べる。そして、そうした広義の所有権の保全を実現する手段こそが「刑罰」である。刑罰は、全体の保全を脅かすような「腐敗した部分を切り落とす」という「峻厳さ」を有する。この「峻厳さ」という刑罰の持つ苦痛ないし害悪は、「全体の保全に資する」という善をもたらすがゆえに（より正確には、その場合にのみ）正当化される。すなわちロックは、通常であれば非合法的な害悪をあえて犯罪者に課することができるのは、それによって実現するはずの全体の保全という善なる目的があるからだと言うのである。このようなロックの議論は、善なる目的によって（通常であれば）悪とされることを正当化するという意味で、帰結主義的な正当化だといえる。

以上のように、ロックが正当だと見なす刑罰には二つの条件があり、その双方を満たす必要がある。第一は、自然権としての処罰権の譲渡による被治者から為政者への授権という、手続上の条件であり、第二は、刑罰そのものの害悪よりも大きな善を目的としなければならないという、目的に関する条件である。刑罰の内容や程度に関する正当化という点では、特に後者が帰結主義的な抑止刑論の特徴をよく表している。

ロックはまた、刑罰の害悪とその結果の善とを帰結主義的に比較し、さらにそれを明示的に「抑止」の論点とを結び付ける議論も展開している。それは、1680年8月の論稿<sup>23)</sup> (『政治論集』の編者ゴルディは、「神の正義について (Of God's Justice)」と題する) に見られる<sup>24)</sup>。ロックはこの論稿で、神が人間に与える慈悲 (goodness) はすべて被造物の保全を目的としているはずだと述べる。そのうえで、ロックは神が被造物に罰を与える場合に言及する。

力においてと同様に、慈悲においてもまた、神を無限の存在と見なすならば、それが不幸になるようにという意図で、何者か〔の被造物〕を創造したと想定することはできない。〔……〕また、正義〔裁きを下すこと〕もまた私たちが至上の存在に帰さなければならない完全性であるとしても、その〔裁きの〕行使が、神が各々の被造物を創造した状態における秩序や美において〔すなわちその本性や本分において〕、被造物を保全するために、慈悲がそれ〔裁き〕を必要とするという以上にまで及ぶとは想像できない。というのも、我々の行為は神には及び得ず、我々は神に対していかなる利益も損害もたらさないで、神が被造物に科す罰、すなわち神が被造物にもたらす悲惨 (misery) や破滅 (destruction) は、より大きな、あるいはより重要な部分を保全するためという以外にあり得ない。そして、神の正義は〔被造物の〕保全だけのためにあるので、それは〔罰の〕峻厳さ (severity) によって、不正で破壊的な部分〔被造物たち〕が危害をはたらくことをあえて抑止するという、神の慈悲の一部にほかならない。

(PE, pp. 277-278 [邦訳] 204-205 頁、傍点は筆者による)

ここでロックは、神は被造物がその本分を全うできるだけの慈悲を与えるはずだと言う。しかし、神は被造物に対して、時として正義の名のもとに裁きを下す。その理由は、被造物の「より大きな、あるいはより重要な部分を保全するためという以外に」考えられないだろう言う。また、神が被造物に対して罰の「峻厳さ」をもって臨むのは「危害をはたらくことをあえて抑止する」ためだとも言っている。

加えて、ロックは「我々は神に対していかなる利益も損害ももたらさない」とも言っている。これは、賠償論を刑罰正当化論から退けるひとつの根拠ともなる。人間が自然法違反をはたらいでも神に損害を与えないのであれば、神が人間に賠償を請求するということは論理

的にあり得ない。損害が生じていないのであれば、賠償もあり得ないからである。それにもかかわらず立法者である神が人間を罰するよう意図するのは、賠償の実現を意図しているからではなく、抑止力の発揮を意図しているからだということになる<sup>25)</sup>。

ロックはまた、「第三書簡」第5章において、自然法違反への神の下す罰は復讐ではないと明言している<sup>26)</sup>。それは、プロウストへの反論のなかで、次のように語られる。

さらに、あなたは次のようにも言うこともできません。それは、さまよえる被治者を誤った道から正しい道へと従わせることだけでなく、為政者は、善をなす自然法からの任命によって、不信心者や宗教の事柄に関して過ちを犯している人々に対して、神の天罰を下す復讐者であるとして指名されたのだ、といった主張です。(TLT, p. 300)

この一節の骨子は、為政者が神の復讐を代行する指名を受けていない、という部分である。それゆえ、「神の復讐」という考え方を直接的に否定するものではない。しかし、先に見た、人間の自然法違反が神に何ら損害を与えるものではないという主張と併せて考えるなら、そもそもロックは、神が人間の罪に復讐するものだという想定には立っていないと見るべきであろう。

以上を総合すれば、ロックの刑罰正当化論は帰結主義的な議論であり、それが犯罪の抑止を意図する議論であることも明らかである。そして、そうした抑止力を発揮することで実現されるべきは、ロックが第一自然法として規定する人類の保全<sup>27)</sup>なのである。

### 3. 賠償論とその役割

先述の通り、ロックは刑罰と関連づけて賠償という論点を提示しているものの、それが刑罰正当化論としては機能していない。それでは、ロックはなぜ刑罰と並列に賠償という論点に言及したのだろうか。その意義は、まさに賠償請求権が処罰権とは独立した権利であるという点に見出される。ロックは、処罰と賠償を対比して次のように言う。

為政者は為政者たることによって〔その権威によって〕、その手のうちに一般的な処罰の権利を持っているので、しばしば、公共善が法の執行を要請しない場合には、刑法上の違反者の処罰を免除することができる。しかし当然に、〔為政者は、〕特定の私人に帰すべき、その人が被った危害に見合う賠償を、免除することはできない。すなわち、危害を被った人は自分自身の名において、〔賠償を〕要求する権利を持ち、本人だけがそれを免除することができるのである。(TT II-11)

この叙述は、国家創設（刑罰の国家への一元化）以降に関するものである。ここでロックは、

「公共善が法の執行を要請しない場合には、刑法上の違反者の処罰を免除することができる」と述べている。これは、国家が犯罪者に赦免を与えることを許容する主張である<sup>28)</sup>。

この赦免と対比されるのが、賠償である。先の引用箇所において、ロックは「危害を被った人は自分自身の名において、〔賠償を〕要求する権利を持ち、本人だけがそれを免除することができる」と述べている。ここには、危害を被った被害者だけが賠償請求権を有し、その権利を行使するも差し控えるも被害者自身の判断に委ねられるべきだという、賠償に関するロックの主張を見て取ることができる。この主張は、ロックが国家を創設する目的として掲げる「所有権の保全」という点に関連する。ロックの議論において、犯罪の被害による損害を回復する手段は、まさに賠償である。仮に、犯罪者が何らかの事情で赦免された場合、同時に被害者の賠償請求権も否定されるのだとしたら、被害者は侵害された所有権を回復する途を絶たれてしまう。それは、赦免という国家の決定が、犯罪被害に遭った被治者が被害を回復する手段を剥奪してしまうことを意味する。そのような事態は、被治者の所有権保全という国家の正統性を揺るがすことにもなりかねない。だからこそロックは、赦免という国家による刑罰に関する判断とは独立に、国家が否定することのできない各人の自然権として、賠償請求権を位置づけるのである。こうした主張は、被治者の所有権保全を掲げるロック政治哲学において、首尾一貫したものだといえる<sup>29)</sup>。

このように、賠償という論点は刑罰の文脈で言及されるものの、刑罰の正当化とは別個の議論である。すなわち、刑罰とは独立に、犯罪被害者がその損害（権利侵害）を回復する自然権として、賠償請求権は位置づけられているのである。

#### 4. 応報刑論とその役割

先述の通り、ロックは刑罰の目的として「抑止」を論じるうえで、神による賠償あるいは神による復讐という考え方を否定していた。とはいえ、このことからロックの刑罰論には応報刑論の要素が見られないと結論するのは性急である。というのも、ロックは先に引用した『統治二論』後篇第8節において、「何が彼の犯罪につり合っているのか (what is proportionate to his Transgressor) を冷静な理性と良心が命じる限りにおいて、〔……〕犯罪者に報いる (retribute to him)」(TT II-8) ことを正当な刑罰だと見なしているからである。「つり合い」や「報い」という言葉は、応報刑論を連想させる。もっともロックは、何ををもって「つり合い」や「報い」が実現されるのかを、明確には述べていない。

この点を解明するには、ロックが「犯罪につり合っている」刑罰が正当だというとき、何を否定しようとしているのかを明らかにすればよいだろう。ロックはこの直前の箇所でも、「犯罪者が自分の手中にある時に、激しい感情や〔処罰を執行する〕その人自身の際限なき行き過ぎによって」(TT II-8) 処罰権を行使することを否定している。また、そうした力の行使は「絶対的で恣意的な権力」(TT II-8) の行使だと非難する。それらを否定したうえで

語るのが、先述の「何が彼の犯罪につき合っているのかを冷静な理性と良心が命じる限り」の刑罰である。すなわち、感情の行き過ぎを否定し、理性的判断で刑罰を判定せよという主張を<sup>30)</sup>、「犯罪につき合っている」と表現しているのである。このように見ると、ロックの応報刑論的主張には、過重な刑罰を抑制するという役割が明らかとなる。これは必ずしも、厳密な応報刑論<sup>31)</sup>を擁護する主張ではない。

### 第3節 ロックにおいて刑罰と似て非なるもの

#### 1. 刑罰と報復戦争との違い

ロックは、合法的な危害のひとつとして、刑罰のほかには報復戦争を挙げる。ここでは、ロックが犯罪と戦争とを概念上別個のものとして扱っていることを明らかにするとともに、それぞれへの対応も刑罰（処罰権の行使）と報復戦争（それによって生じる合法的征服者の権利）という別々の方法で臨もうとしていることを明らかにする。

ロックにおける犯罪と戦争との区別<sup>32)</sup>は、例えば『寛容書簡』の次の一節に見て取ることができる。

現世の財の防衛のために相互援助の協約に基づいて人々が社会に加入したとしても、それにもかかわらず、同胞市民の強奪や詐欺によって、あるいは敵対する外国人の暴力によって、それら〔現世の財〕を奪われることはあり得ます。後者の害悪への救済策として、市民の武力、富、軍勢を編成します。前者の害悪への救済策として、法を編成します。そして、前者と後者の双方に関連するすべての配慮は、その社会によって、現世の為政者に委ねられているのです。

(TOL p. 47 [平野訳] 70/71 頁、[加藤、李訳] 87 頁)

ここでロックは、一方で、犯罪への対処として「法を編成」と述べ、他方で、戦争への報復として「市民の武力、富、軍勢を編成」と述べる。すなわち、犯罪への対処には法の観念を用いるのに対して、侵略戦争には（法の観念を用いずに）実力によって反撃してよいと言うのである。

犯罪に対する刑罰と、侵略戦争に対する報復戦争とで、危害行使のありようが異なるのは、それぞれの根拠とする自然権が異なるからである。ロックによれば、刑罰は「人類保全の権利 (the Right of Preserving all Mankind)」に基づくのに対して、報復戦争は「自己保存権 (the Right of Self-preservation)」の名の下に行われる<sup>33)</sup>。ロックの国家創設の議論を思い起こせば、自己保存権は各人が保持し続ける不可譲の権利であるのに対して、人類保全の権利は為政者への譲渡の対象となる権利である<sup>34)</sup>。

## 2. 処罰権と合法的征服者の権利との違い

刑罰と報復戦争が異なるのは、それぞれに対処する際に行使する権利が異なるからである。改めて言うまでもなく、刑罰は自然権としての処罰権の行使として行われる。それに対して、報復戦争は自己保存権に由来する「合法的征服者の権利」として行使される。この合法的征服者の権利について、ロックは次のように言う。

合法的な征服者が、被征服者に対していかなる権力を持つのかを見てみよう。私はそれが、純粹に専制的なもの〔権力〕であると言おう。彼〔合法的な征服者〕は不正な戦争によってそれら〔生命〕を喪失した人々に対して、絶対的な権力を持っている。

(TT II-178)

ここで注目すべきは、「専制的」や「絶対的」といった語である。ロックは、不正な戦争を仕掛けた者を打ち負かし勝利した人（正戦勝利者）は、その被征服者に対して、「彼の生命を自分が思いのままにいつでも取り上げる権力を持つという、絶対的かつ恣意的な権力」であるところの「専制権力 (despotical power)」(TT II-172) を持つと言う。合法的征服者が持つ専制権力は、被征服者の生殺与奪の一切を無制限の支配下に置くことにほかならない<sup>35)</sup>。そこには、法の観念もなければ、神の観念すらほとんど見出されない。

他方で処罰権の行使は、既に見た通り、「無実の人々を保全し違反者を抑止」(TT II-7) するためのもので、それ自体の害悪よりも「大きな善をもたらす」(SLT p.112) ものでなければならない。また、「冷静な理性と良心が命じる限り」かつ「賠償と抑止に役立つ限り」において合法となる。加えて、ロックは処罰権の行使について、「無制限な行き過ぎ」を許さず、「絶対的で恣意的な権力」ではないと明言している (TT II-8)。このような幾重にも制約を課された処罰権は、法の観念や（自然法の立法者としての）神の観念に依拠して行使される執行権である。こうした性格を有する処罰権が、専制権力にほかならない合法的征服者の権利とは、まったく相容れないことは明らかである。

ここまでで見た、刑罰と報復戦争との対比は、ロックの一貫した主張だといえる。このような対比は、『統治二論』後篇第11節にも見て取ることができる。

自然状態において、すべての人は殺人者を殺す権利を持っている。それは、〔一方で〕すべての人から与えられる刑罰の実例によって、他の人々に賠償を償い得ないほどの同様の侵害を行うことを思いとどまらせるためである。また、それとともに、〔他方で〕神が人類に与えた共通の規則と基準である理性を捨て去り、ひとり人間に対して働いた不正な暴力と殺戮によって、全人類に対して戦争を宣言し、そしてそれゆえ、彼らと

人々との間に何らの社会も安全も有することのできないような残忍な野獣であるところのライオンや虎と同じように殺されてもよいような犯罪者の企てから、人々を守るためでもある。(TT II-11)

ここでロックは、「思いとどまらせる」こと、すなわち抑止を意図した刑罰として「殺人者を殺す」権利を行使することと、「残忍な野獣であるところのライオンや虎と同じように殺されてもよいような犯罪者」を殺すこととを、対比的に扱っている。前者は刑罰としての死刑正当化論であり<sup>36)</sup>、後者は「全人類に対して戦争を宣言」した者に対する報復戦争の正当化論である。これまでに見たことを踏まえれば、刑罰としての死刑は人類保全の権利に基づいて、抑止という目的や応報という制約のもとで裁定される理性的判断である。これは、自然法違反者を神に代わって人間が罰するものである。それに対して、報復戦争は人間の自己保存権に基づいて、殺される前に殺さなければならないという一種の衝動である<sup>37)</sup>。ここには、法による制約や理性的な抑制は要請されないのである。

## おわりに

本稿では、ロックの刑罰論とその正当化の根拠を探究した。ロックは、自然権としての処罰権を前提に、人類の保全を目的とした抑止刑論を中心とする刑罰正当化論を展開していた。そのうえで、応報刑論的主張は刑罰の過重を抑制する主張として、賠償論は（刑事的な判決とは別個に）被害者の権利侵害を救済する機会を保障するものとして、それぞれ機能していることを明らかにした。本稿のこうした整理と解釈は、被治者の広義の所有権保全を掲げるロック政治哲学の全体像に立ち返ってみても、強い一貫性を維持していると思われる。

そのうえで本稿では、刑罰論と混同されがちであった、自己保存権に基づいて報復戦争を正当化する議論が、刑罰とは別個の合法的危害に関する議論であることを明らかにした。すなわち、ロックの刑罰論は、一種の正戦論に連続する単なる実力行使の正当化論と地続きのものではなく、ロック政治哲学に特徴的な概念である、自然法や理性の制約を受ける議論だということを明らかにした。

なお本稿は、渡邊裕「ジョン・ロックの刑罰論—自然権としての処罰権—」日本イギリス哲学会第43回研究大会（広島国際大学、2019年3月30日）で発表した内容を加筆修正したものである。本研究は、2017年度学習院大学人文科学研究所若手研究者研究助成「ジョン・ロックの処罰権論—権利の保全と権利の喪失—」の助成によるものである。

## 註

1) ロックが『統治二論』（本稿では、Locke, John. 1988. *Two Treatises of Government*, 2nd ed. Peter

Laslett, Cambridge: Cambridge University Press. を使用。訳出は原則として筆者によるが、一部は以下の邦訳を参照している。ジョン・ロック (加藤節訳) 『統治二論』岩波書店、2007年。ジョン・ロック (伊藤宏之訳) 『全訳統治論』柏書房、1997年。典拠を示す際には、書名はTTと略記し、前篇、後篇の別と節を記す) において、政治社会の目的として繰り返し掲げるのが「所有権の保全」である (TT I-92, II-3, 85, 124, 138 など多数)。なお、筆者自身は、ロックが所有権をはじめとする諸権利を擁護するための基底的概念として「生存権」にも注目する。しかし、いまだ手元にないものを入手する権利としての生存権と、現にある衡平状態が崩されたときにその回復を要求する根拠となる自己保存権は別の権利概念であり、本稿の主題である刑罰論は特に後者と関連する (渡邊2020, 42-44頁)。

- 2) しばしば指摘される通り、ロックは「所有権 (property)」という語を、二通りの仕方を用いている。ひとつは財産所有権を意味する一般的な用語法であり、もうひとつは生命、自由、財産 (これに四肢や健康を加える箇所もある) を包括的に私有の対象として扱うロック特有の用語法である (TT II-6, 123, 173 など)。本稿は刑罰を対象にしており、刑罰は生命、自由、財産すべての部分に及び得るものである。そこで本稿では、特に断りなく「所有権」という場合には、広義の用法を指すものとする。
- 3) 本稿が主題とする「刑罰 (punishment)」は、あくまでも犯罪者の処遇を対象とするものである。ロックは『教育に関する考察』(本稿では、Locke, John. 2000. *Some Thought concerning Education*, ed. John. W. and Jean S. Yolton, Oxford: Clarendon Press. を使用。訳出は原則として筆者によるが、一部はジョン・ロック (北本正章訳) 『子どもの教育』原書房、2011年を参照している。典拠を示す際には、書名はEDUと略記し、節番号を記す) のなかで、教師が子どもを鞭で叩くことを「罰 (punishment)」と呼び、それを誤った教育法だと説く (EDU 47-48)。また、「体罰 (corporal Punishment)」を忌避する叙述も見られる (EDU 52)。これらは、語の上では、同じく「罰」であるが、子どもに対する罰はその子どもの利益を目的とした大人の助力 (パターナリズム) であって、違法行為への処罰とは大きく性格が異なる。両者の対比は『統治二論』後篇第170節と (後に本文中で引用するが) 第171節において見て取ることができる。ロックによれば、親が家父長権を根拠に子どもの所有権を侵害することは許されないのに対して (TT II-170)、国家が犯罪者の所有権を取り上げる峻厳さは合法とされる (TT II-171)。この対比を見れば、子どもに対する罰は、犯罪者に対する刑罰とは対照的な性格のものであることは明らかである。クインが、市民社会の刑罰 (civic punishment) を論じるうえで、家庭内の罰を除外しているのも妥当なことだといえる (Quinn 1985, p. 327)。
- 4) ここでロック同意論に関する研究を網羅的に挙げることはできないが、現実的同意論と仮説的同意論とを対比して近年の研究動向を整理したものとして、小城の研究を挙げるができる (小城2017, 62-101頁)。それによれば、同意論は服従義務を正当化するという観点で考察されることが比較的多いようである。
- 5) この点に注目して最小国家論を展開したのがノージックだが、ノージック自身、自然権の捉え方がロックとは異なることを明言している。ロックにおける自然権は、「自然法の範囲内で」(典型的にはTT II-4) 行使し得る自由である。それに対して、ノージックは一切のパターナリズムを排するという立場から、自然権を無制約の自由として捉え直している (Nozick 1974, pp. 58-59/92頁)。また、クインが自然状態を論じる際も、ノージックの捉え方を継承している。そのため、彼らはロックと同様に「自然状態」という語を用いるものの、それはロックの言う「自然状態」とは当然異なる概念である (Quinn 1985, p. 329)。

- 6) 先に、'punishment'の語を「刑罰」と訳したが、ここでは刑罰を行う権利として「処罰権」という語を用いる。後述するように、「処罰権」の中核的な意味は「違反者を処罰する権利 (a right to punish the transgressors)」である。これを「刑罰する権利」という表現は不自然なので、「処罰する権利」と訳し、それを名詞化したものとして「処罰権」と呼ぶ。
- 7) ロック自身も「自分自身が持っている以上の権利を譲渡し得ない」(TT II-135) と述べ、この点を明言している。
- 8) ここでの典拠の提示については、今村の議論を参考にしている(今村 2007, 170-172 頁)。
- 9) 本稿では、Locke, John. 1975. *An Essay concerning Human Understanding*, ed. Peter H. Nidditch, New York: Oxford University Press. を使用。訳出は原則として筆者によるが、一部はジョン・ロック(大槻春彦訳)『人間知性論』第一巻～第四巻、岩波書店、1974年を参照している。典拠を示す際には、書名はEHUと略記し、巻、章、節を記す。
- 10) ここでロックは「賞罰 (reward and punishment)」の両面に言及しているが、本稿での問題関心から、以下では刑罰のみに話題を限定する。
- 11) 立法権と刑罰権との双方が、一元的に神によって掌握されているというのは、ロック政治哲学の諸原理を思い起こすと据わりの悪い解釈に見えるかもしれない。確かに、ロックは『統治二論』後篇において、執行権力、連合権力、国王大権といった政府の様々な権力を挙げ、一種の権力分立論を展開している(TT II-136, 142, 151, 152等)。しかし、ロックの権力分立論は、人間の可謬性や依怙蟲貞(「絶対君主も人間に過ぎない」(TT II-13)という一節が象徴的だろう)に起因する統治の不都合への回避策である。神の無謬性を前提とすれば、自然状態において立法権と刑罰権とが神によって一元的掌握されるというのは、何ら不思議なことではない。
- 12) ロックは、欲求を権利として承認する論理上の手続きとして二通りの議論を挙げる。第一は、欲求充足を神意への適合と見なすことで自然権として承認するという方法である(TT I-41, 86)。第二は、自他の欲求の相互性から、その相互性(平等な関係)を権利として承認するという方法である(EHU 1.4.3, TT II-5)。後者について、『知性の正しい導き方』(本稿では、Locke, John. 1993. *Of the Conduct of Understanding*, with a new introduction by John Yolton, Bristol: Thoemmes Press. を使用。邦訳は、ジョン・ロック(下川潔訳)『知性の正しい導き方』筑摩書房、2015年を参照)では「私たちは、自分自身を愛するように、私たちの隣人を愛さなくてはならない」という私たちの救世主の偉大な規則は、人間社会を規制するための、基礎をなす真理」(Sec. 43)とも述べている。これらはロックによる黄金律の受容といえる。前掲下川訳注 205 及び 206 (下川訳 2015, 254-255 頁)を参照。生存権にせよ自己保存権にせよ、またそれらに基礎を有する所有権にせよ、こうした欲求の充足と軌を一にする自然権である。
- 13) 反対に言えば、自然状態において、不偏の裁判官の役割を果たすのが理性や良心だと言うこともできる(Shimokawa 2003, p. 75)。
- 14) シモンズは、ロック自身が抑止刑論を採るのか応報刑論を採るのかに無頓着であり、テキスト上の根拠は、いずれも挙げることができると言う(Simmons 1992, p. 128)。カルバートは、ロックの議論は応報刑論と功利主義を抱き合わせたものだと言う(Calvert 1993, p. 212)。
- 15) これらのテキスト上の根拠から、ロックの言う「抑止」とは、あえて今日的に言えば、一般予防と特殊予防との双方を含むものだということは明らかである。
- 16) ロックの言う「賠償」が、所有権侵害と深く結びついていることは明らかである。ロック自身も、「まさに、当人の同意なしにはそれを取り上げることができないという点にこそが、所有権の性質なのである」(TT II-193) と述べ、当該の権利を侵害されないという状態にこそ、所有

権の意義があると強調している。ロックが「被害を受けた人は、自己保存権によって、違反者の財や奉仕を自分自身に帰属させるこの権力を持っている」(TT II-11) と言うときの「自己保存権 (Right of Self-preservation)」は、被害者の生命、自由、財産といった所有権の、損なわれた分の回復を意味している。

- 17) ロックの賠償論を、完全に民事的なものだと断定するには躊躇する、次のような一節がある。「それ〔損害の回復という主張〕を正当だと認める他の人々もまた、侵害された当事者に加担することができ、〔……〕加害者からの〔権利の〕回復に助力することができる」(TT II-10)。ここで言う「加担」や「助力」という行為は、被害者でも加害者でもない第三者が主体となるものである。可能な整合的解釈は、これら「加担」や「助力」は国家創設後の「執行権力」の一部を構成するものであり、例えば裁判所の判決に従わない者への代執行のような権力行使の根拠となるものである、というものであろう。
- 18) 本稿では Locke, John. 1997. 'A Second Letter concerning Toleration.' *The Works of John Locke*, introduction by John W. Yolton, London: Routledge/ Thoemmes Press, vol. 5, pp. 61-137 を使用。訳出は筆者による。典拠を示す際には、書名を SLT と略記し、同書中のページ数を記す。
- 19) 寛容を主題とする「第二書簡」や「第三書簡」から、ロックの刑罰論を読み解くことは妥当な試みである。というのも、ロックと論敵プロウストとの争点は、魂の救済や霊的な善を為政者が強制し得るかという点だからである。強制可能だと主張するプロウストに対して、ロックは為政者の強制 (すなわち刑罰の行使) は世俗的利益のみを問題とすべきだと反論する (Marshall 1994, pp. 377-380)。
- 20) 先の引用箇所が続いて、ロックは、結石の摘出手術は患者にとっての有用性だけでは正当化できず、患者本人の同意という任命が必要だと述べている (SLT p. 113)。ロックにおいて、第二の「有用性」という条件だけでは、刑罰は正当化し得ないのである。
- 21) 本稿では Locke, John. 1997. 'A Third Letter concerning Toleration.' *The Works of John Locke*, introduction by John W. Yolton, London: Routledge/ Thoemmes Press, 1997, vol. 5, pp. 141-546. を使用。訳出は筆者による。典拠を示す際には、書名を TLT と略記し、同書中のページ数を記す。
- 22) 『寛容に関する書簡』(『寛容書簡』。本稿では、Locke, John. 2010. *A Letter concerning Toleration and other writings*, edited and with an introduction by Mark Goldie, Indianapolis: Liberty Fund. を使用。ラテン語原文の参照や下記の平野訳を参照する都合上、Locke, John. 1968. *Epistola de Tolerationia; A Letter on Toleration*. Latin text ed. Raymond Klibansky; English translation with an Introduction and notes by J. W. Gough. Oxford: Clarendon Press. も参照している。訳出は原則として筆者によるが、以下の邦訳を参考に行っている。ジョン・ロック (レイモンド・クリバンスキー序、平野耿訳注) 『寛容についての書簡』朝日出版、1970年。及び、ジョン・ロック (加藤節、李静和訳) 『寛容についての手紙』岩波書店、2018年。典拠を示す際には、書名を TOL と略記し、各書の頁番号を記す) に始まる四書簡におけるロックの一貫した主張は、魂の救済を口実に為政者が強制力を行使することは無益である、というものである。例えばそれは、「少なくとも私が真であると信じない宗教が、私にとって真実であることも有益になることもないのは確かです。それゆえ、為政者が被治者に対して、魂の救済を口実に聖餐への参加を強制することは無益なことなのです」(TOL p. 32 [平野訳] 44/45 頁、[加藤、李訳] 58-59 頁) という一節に見て取ることができる。この主張の背後には、現世において利益にも不利益にもならないことを為政者が強制し、被治者に苦痛 (不利益) だけを与えるとしたら、それは不正なことだ、という帰結主義的な思想を窺い知ることができる。

- 23) 本稿では、Locke, John. 1997. 'Of God's Justice,' *Political Essays*, ed. Mark Goldie. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 277-278. を使用。訳出は原則として筆者によるが、一部はジョン・ロック (山田園子、吉村伸夫訳) 「神の正義について」『ロック政治論集』法政大学出版局、2007年、204-205頁を参考にしている。
- 24) この論稿については、タックネスも言及している。とりわけ、神と人間との間に賠償関係が生じ得ないから神が人間を罰する根拠として賠償論は機能しない、という解釈については、タックネスの議論を参考にした (Tuckness 2010, p. 727)。
- 25) ここでは、刑罰の第一義的な目的を問題としている。ロックにおける刑罰の正しい執行が、結果的に賠償の実現に寄与する可能性を否定するものではない。本節の冒頭で引用した「賠償と抑止」(TT II-8) の並列は、そうした可能性を含む叙述だと解釈できる。
- 26) ロックは寛容論を展開するうえで、神の名を借りた復讐という行為自体に、一貫して否定的な態度を採っているように思われる。例えば『寛容書簡』では、ロックは「誰もがそうした〔教会に行かないとか、典礼に従わないとか、自分の子どもを秘儀に通じさせようとしないといった〕大罪の復讐者になろうとします。そして、熱狂者たちは、あさましい者が裁判に召喚され、生命、自由、財産などを取り上げられるという判決が下されるよりも前に、暴力や略奪を差し控えるという我慢すらできないのです」(TOL pp. 25-26 [平野訳] 32/33頁、[加藤、李訳] 46頁) と述べている。
- 27) これについてロックは、「基本的な自然法によって、人はできるだけ多く保全されるべきである」(TT II-16) とか、「最も基本的な自然法は人類の保全である」(TT II-135) と述べる。ここでいう「人類の保全」とは、人類社会全体の存続であって、個々の人間の生存を直接的に述べているわけではない。
- 28) 政治権力に譲渡された処罰権は、あくまで処罰の権利であって義務ではない。為政者に処罰権の行使が強制されているわけではないので、状況によってその権利の行使を断念することは、当然に予定されたことである (Simmons 1994, p. 472)。その執行権がどこに存するかを、ロック政治哲学の体系の中に見出すとすれば、それは国王大権ということになる。国王大権とは、「法が沈黙している場合に、また時として法の直接の文言には反しても、公共善のために、支配者自身の自由な選択として、特定の事柄を許可する」(TT II-164) 権利である。
- 29) 国家の決定とは独立に、被治者自身に所有権侵害を回復する機会を保障するというこの点を背景に、ロック政治哲学を「自由主義的」と評することも妥当であろう。
- 30) 感情や欲求の行き過ぎを否定し、理性的で平穏な範囲内での権利を擁護するロックの主張は、刑罰論に限定されるものではない。例えば、放縦を否定しつつ自由を擁護する場面 (TT II-6) や、強欲を否定し理性的な人間の利用に資する範囲での所有権取得を擁護する場面 (TT II-34) にも、類似した枠組みの議論を見て取ることができる。
- 31) タックネスは、応報刑論を、厳密な応報刑論、穏健な応報刑論、最も弱い応報刑論のそれぞれを区別し、ロックには最も弱い応報刑論 (有罪・無罪の認定において応報の観念を用いる) の要素のみが認められるが、それもあくまでも副次的な論点だとする (Tuckness 2010, p. 727)。それと類似した議論として、カルバートは、冤罪回避のひとつの理論装置として、ロックに応報刑論の意義を解釈する (Calvert 1993, p. 214)。
- 32) ロックは、戦争状態を次のように定義する。「戦争状態は、敵意と破壊の状態である。それゆえ、言葉や行動によって、激情や性急さではなく他人の生命に対する沈着で確固たる意図を宣言すると、その〔意図を宣言した〕相手との間で戦争状態となる」(TT II-16)。ロックにおけ

- る戦争状態とは、単なる暴力ではないし、単なる自然状態の延長でもない。
- 33) 人類保全の権利と自己保存権との対比は、『統治二論』後篇第11節に見ることができる。ロックは、「被害を受けた人は、自己保存権によって、違反者の財や奉仕を自分自身に帰属させる権力を持っている」(TT II-11) と言い、自己保存権によって賠償請求権を正当化する。それに対して、「すべての人が、彼〔すべての人〕が持っている人類すべてを保全する権利と、その目的のために彼が成し得るすべての合理的なことを行う権利とによって、犯罪を処罰し、その再犯を妨げる権力を持っている」(TT II-11) と言い、人類保全の権利によって処罰権を正当化する。人類保全の権利と自己保存権とがそれぞれ別個の基礎となっていることは、下川の指摘を参照している (Shimokawa 2003, pp. 75-76)。
- 34) (本稿の主題である処罰権と並んで) 人類保全の権利は、「自分自身と他の人類の保全のためにふさわしいと思うことを何でも行う権力」(TT II-129) とも言い換えられ、統治に服する人々はそれを放棄し、為政者に委ねることになる。これこそ、ロックにおける自然権の譲渡による国家の創設である。
- 35) ロックの刑罰を主題としたいくつかの研究は「喪失 (forfeiture)」という語に注目する。例えば、シモンズは、「死に値する行為」(TT II-23) による「喪失」が、神の権威に由来する処罰権とは別の種類の議論であることを認めているにもかかわらず、その議論を犯罪者への処罰に結び付けている (Simmons 1992, pp. 148-150)。カルバートは、ロックに見られる応報刑論のテキスト上の根拠のひとつとして正戦勝利者の権利に言及し、「生命の喪失」という観点を持ち出す (Calvert 1993, p. 214)。一ノ瀬は、犯罪者が「喪失」した分を賠償することこそが刑罰権の核心だとして、刑罰の文脈上に「喪失」を位置づける (一ノ瀬 1997, 302-303, 313-314 頁、一ノ瀬 2001a, 16-17 頁)。しかし、この「喪失」という概念は、犯罪者の処遇についてではなく、むしろ被征服者 (ロックの言い方に従えば、不正な戦争を仕掛け報復に遭い打ち負かされた者 (TT II-178-180)) の処遇を述べたものである。
- 36) ロックは死刑という刑罰の存在を自明視しており、死刑の正当性を自覚的に論じてはいない。ロックにおいて、あえて死刑正当化の根拠を見出すならば、(先に本文中でも引用したが) 社会の健全性を脅かす部分だけを切り離す「峻厳さ」(TT II-171) という点であろう。ロックにおける刑罰としての死刑の規範的正当性は、別途考察されるべき論点である。
- 37) 一ノ瀬は、ロックによる野獣を殺すことができるという叙述は「駆除」であり、正当防衛や緊急避難を正当化するものではあっても、刑罰正当化ではないと言う (一ノ瀬 2001b, 101 頁)。

## 文献表

- Calvert, Brian. 1993. 'Locke on Punishment and the Death Penalty.' *Royal Institute of Philosophy*. Cambridge: Cambridge University Press. Vol. 68, No. 264, pp. 211-229.
- 一ノ瀬正樹 1997 『人格知識論の生成——ジョン・ロックの瞬間』東京大学出版会。
- 2001a 「死の所有 (上)」『思想』(岩波書店) 923号、4-28頁。
- 2001b 「死の所有 (下)」『思想』(岩波書店) 924号、94-107頁。
- 今村健一郎 2007 「ジョン・ロックにおける刑罰正当化論の素描」『哲学雑誌』122巻、794号、168-186頁。
- 小城拓理 2017 『ロック倫理学の再生』晃洋書房。
- Locke, John. 1968. *Epistola de Tolerantia; A Letter on Toleration*. Latin text ed. Raymond Klibansky; English translation with an Introduction and notes by J. W. Gough. Oxford: Clarendon Press. [ジョン・ロック

- (平野耿訳)『寛容についての書簡』朝日出版社、1970年。ジョン・ロック(加藤節、李静和訳)『寛容についての手紙』岩波書店、2018年。]
- . 1975. *An Essay concerning Human Understanding*. ed. Peter H Nidditch. New York: Oxford University Press.
- . 1988. *Two Treatises of Government*. 2nd ed. Peter Laslett. Cambridge: Cambridge University Press. [ジョン・ロック(加藤節訳)『統治二論』岩波書店、2007年。ジョン・ロック(伊藤宏之訳)『全訳統治論』柏書房、1997年。]
- Locke, John. 1993. *Of the Conduct of Understanding*. with a new introduction by John Yolton. Bristol: Thoemmes Press. [ジョン・ロック(下川潔訳)『知性の正しい導き方』筑摩書房、2015年。]
- . 1997. 'A Second Letter concerning Toleration.' *The Works of John Locke*. introduction by John W. Yolton. London: Routledge/ Thoemmes Press, vol. 5, pp. 61–137.
- . 1997. 'A Third Letter concerning Toleration,' *The Works of John Locke*. introduction by John W. Yolton. London: Routledge/ Thoemmes Press, vol. 5, pp. 141–546.
- . 1997. 'Of God's Justice,' *Political Essays*, ed. Mark Goldie. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 277–278. [ジョン・ロック(山田園子、吉村伸夫訳)「神の正義について」『ロック政治論集』法政大学出版局、2007年、204–205頁。]
- . 2000. *Some Thought concerning Education*. ed. John. W. and Jean S. Yolton. Oxford: Clarendon Press. [ジョン・ロック(北本正章訳)『子どもの教育』原書房、2011年。]
- . 2010. *A Letter concerning Toleration and other writings*. ed. Mark Goldie. Indianapolis: Liberty Fund.
- Marshall, John. 1994. *John Locke: Resistance, Religion and Responsibility*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nozick, Robert. 1974. *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books. [ロバート・ノージック(嶋津格訳)『アナキー・国家・ユートピア』木鐸社、1992年。]
- Quinn, Warren. 1985. 'The Right to Threaten and the Right to Punish.' *Philosophy and Public Affairs*. Princeton: Princeton University Press. Vol. 14, No. 4, pp. 327–373.
- Shimokawa, Kiyoshi. 2003. 'Locke's concept of Justice.' *The Philosophy of John Locke*. ed. Peter Anstey. London: Routledge, pp. 61–85.
- Simmons, A. John. 1991. 'Locke and the Right to Punish.' *Philosophy and Public Affairs*. Princeton: Princeton University Press, Vol. 20, No. 4, pp. 311–349.
- . 1992. *The Lockean Theory of Rights*, Princeton: Princeton University Press.
- . 1994. 'Locke on Death Penalty,' *Royal Institute of Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, Vol. 69, No. 270, pp. 471–477.
- Tuckness, Alex. 2010. 'Retribution and Restitution in Locke's Theory of Punishment.' *The Journal of Politics*. Vol. 72, No. 3, pp. 720–732.
- 渡邊裕一 2020『ジョン・ロックの権利論—生存権とその射程—』晃洋書房。

### Locke's Theory of Punishment

WATANABE, Yuichi

This paper analyzes Locke's theory of punishment. Locke says that the state power to punish the criminal derives from the natural right to punish men who violate the law of nature. His natural law theory

intends to preserve the property of innocent people. that is, life, liberty, and estate.

Locke regards punishment as the decree of the law-maker. He seems to think that the judgement and execution of punishment requires calm reason and conscience to estimate the law-maker's will.

Locke's right of punishment is a power lawfully to deprive offenders of their property. Locke seems to normatively justify this deprivation. In doing so, Locke primarily espouses a type of restraint theory for the sake of social order in the future. Retributive theories seems to only play a secondary role.

The right of punishment, on the one hand, is grounded on the right to preserve all mankind; on the other, the right of self-defense and just war is grounded on the right of self-preservation. Locke clearly distinguishes the theories and arguments of punishment from those of another force, namely war.

*Key Words:* the Law of Nature, preservation of mankind, restraint theory, retributive theory, retaliation in war.